

群馬県作業療法学会開催規定

(目的)

第1条 本規程は、群馬県作業療法学会について定める。

(名称及び実施方法)

第2条 群馬県作業療法学会は、「第〇回群馬県作業療法学会」と称する。

1. 群馬県作業療法学会は、年 1 回開催することとし、日程は原則として 9 月第一週の土曜もしくは日曜の 1 日間、または連続する土曜、日曜の 2 日間とする。
2. 学会長ならびに実行委員会が任意の期間において学会開催する場合、学術部としては原則、学会誌印刷のみを行うものとし、運営にかかわる実務は学会実行委員が担うものとする。
3. 開催は中央北毛ブロック、西毛ブロック、東毛ブロックの順で担当し、原則として担当ブロック域内で開催する。
4. 学会長の決定は、開催担当ブロックで選定した後に学会長の了承を得た上で理事会にて決定する。
5. 学会は、一般演題、講演、ワークショップ、シンポジウム、機器展示、その他を学会長が必要に応じて構成する。

(学会実施のための委員会)

第3条 群馬県作業療法学会を実施するため、学会長は実行委員会を設置する。実行委員会は当該の大会が終了し、必要な残務処理が終了するまで存続する。

1. 実行委員会には委員長を置く。
2. 実行委員会は、当該学会実施の責任を負う。
3. 学会長もしくは実行委員長は学会担当理事ならびに学術部学会支援グループと連携を取り、円滑な業務の推進を図る。
4. 学会長もしくは実行委員長は学会の開催に関する事項を理事会に報告する。

(開催費用)

第4条 学会開催のため、必要に応じ、学会実行委員会に学会予算に従い仮払にする。

1. 学会実行委員会は、学会開催後、学術部学会支援グループと連携し、学会報告書を作成し、理事会に提出する。仮払金は精算の上、残金全額および余剰金があれば余剰金全額を戻入する。

(学会誌)

第5条 学会プログラム、演題抄録、演題抄録などを掲載した学会誌を作成する。

(演題受付)

第6条 学会における一般演題発表者は群馬県作業療法士会の正会員ならびに賛助会員、または日本作業療法士会の正会員に限る。該当しない者は、演者（筆頭）としての応募資格はないが、演者（共同）としての応募は可能である。ただし、群馬県作業療法学会学会長および実行委員会の承認が得られる場合は、演者（筆頭）として応募可能である。

(著作権)

第7条 学会誌掲載の各論文等の著作権は、群馬県作業療法士会に帰属する。

(参加費・謝礼金)

第8条 学会の参加費の詳細については、別途、大会開催マニュアルに定める。

1. 各講演に関して、講師には群馬県作業療法士会支配基準に準じて支払いを行う。詳細については、別途、大会開催マニュアルにて定める。

(その他)

第9条 大会開催の詳細については、別途、大会開催マニュアルにて定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会の議による。

附則

1. この規程は平成25年4月1日より施行する。
2. この規程は令和6年1月31日に一部改正、同日より施行する。
3. この規定は、令和7年3月26日に一部改正、同日より施行する。